

奥会津地域のサイクルツーリストの利便性・再訪意欲向上に向けた調査事業 説明書

1. 目的

ポストコロナにおける新たな旅のスタイルとして、密を避けたサイクルツーリズムへの関心の高まりは顕著であり、各地においてサイクルツーリズムへの様々な取組が行われているが、地域の魅力や交通機関を活用したルート造成や、サイクル拠点の充実等の課題がある。

福島県奥会津地域には、自然環境や伝統文化、地域交流といったサイクルツーリズムの有力なコンテンツとなり得る魅力的な資源が豊富に存在しており、「福島県広域サイクリングルート」の1つが設定され、当該地域のサイクルツーリズムに係る課題を検証することにより、自転車で観光する旅行者への訴求力増加、誘客拡大が期待できる。

今般、奥会津地域でのサイクルツーリズムを発信するにあたり、サイクル拠点等のスポット調査、自転車で観光する旅行者に対する来訪目的・サイクル拠点の満足度等のアンケート調査を実施・分析を通して、サイクル拠点増加・利便性の向上に活用し、来訪者拡大を目指すとともに、再訪意欲の継続・向上が期待できる仕組みを検証する。

2. 実施主体

東北運輸局

3. 業務名

奥会津地域のサイクルツーリストの利便性・再訪意欲向上に向けた調査事業

4. 業務内容

(1) 奥会津地域及び周辺地域のサイクル拠点の整理

奥会津地域（福島県柳津町、三島町、金山町、昭和村、只見町、南会津町、檜枝岐村）及びサイクルルートにおける観光・休憩拠点を勘案した周辺地域（会津若松市、下郷町、会津坂下町）のサイクル拠点の情報（位置情報、拠点の整備状況）を整理する。

(2) 奥会津地域の自転車の観光客に対するサイクル拠点のアンケート調査

① (1) による調査で整理した奥会津地域のサイクル拠点を活用しながら、自転車により当地を訪れる観光客に対して、以下項目に関するアンケート調査を実施する（以下項目に含まれないアンケート項目の提案も可とする）。

なお、調査サンプルとしては統計的に有意なデータを得られる数とすること。

- ・来訪目的、理由
- ・利用したサイクル拠点
(サイクル拠点には、輪行以外に利用した鉄道等の交通機関を含む)
- ・サイクル拠点の情報収集先、満足度

- ・サイクル拠点の課題・要望
- ・次回の利用意向・他者推奨度

②アンケート調査は自転車による観光客の訪問に応じて実施するものであるため、観光客の再訪意欲の継続・向上が期待できるアンケート調査方法を提案すること。

(3) 奥会津地域におけるサイクルツーリズムの推進方策等の検討

(1)、(2)における調査等を踏まえ、今後、奥会津地域におけるサイクルツーリズムを推進していくうえで取り組むべき事項や方策等について、関係者間の共有を図ることを前提としてとりまとめる。

(4) 事業報告書等の作成

- ①事業終了後、調査結果等を盛り込んだ事業報告書1部及び事業報告書等の電子データを東北運輸局へ提出すること。
- ②「業務内容4(1)」の整理データについては電子データで作成し、地域関係者間による共有および二次利用を前提に作成すること。なお、本項に係るデータは「15. その他(7)」に拘わらず、関係者による二次利用の際は、「東北運輸局」の名称を表示することにより著作権者の許諾を要しないものとする。
- ③実施内容の概要をとりまとめた概要版報告書を作成すること。様式については事業者特定後に伝達する。
- ④本事業による成果物を東北運輸局へ1部提出すること。
- ⑤事業報告書及び概要版報告書は、東北運輸局HPでの公表を前提に作成すること。

5. 企画提案書作成

- (1) 日本産業規格A4版とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出等に要する経費は、企画競争参加者の負担とする。
- (3) 提出期限までに提出されなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定されない。
- (4) 企画提案書の差し替えなどは、原則認めない。
- (5) 特定しなかった企画提案書は原則返却するが、電子データで提出された場合又は返却を希望しない旨の申し出があった場合は、当局において破棄する。
- (6) 企画提案書に記載すべき事項は以下のとおりで、具体的に、かつ、簡潔に記載し、評価基準と提案内容の関係が明確に判断できるようにすること。

6. 企画提案書に盛り込む事項

- (1) 「4. 業務内容」に関する具体的な企画案(項目、方法等)
- (2) 提案会社の概要
 - ・組織内容、取り扱い業務内容
 - ・担当者の氏名及び連絡先
- (3) 事業全体行程に関すること

事業全体のスケジュールについて記載すること。

(4) 参考見積 (概算、消費税含む)

- ①業務に必要な経費・内訳を詳細に記載すること。
- ②経費・内訳について課税・非課税・不課税等を明確に記載すること。
- ③業務に必要な経費・内訳について説明を求める場合がある。

(5) 再委託に関すること

- ・再委託の予定 (下記②の業務に限る) がある場合は、再委託先の事業者名、住所、再委託する業務範囲を記載すること。なお、契約後再委託を行う際には、予め東北運輸局の承諾を得る必要があるので留意すること。

※東北運輸局の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②をいう。

- ①「業務の全部を一括」して又は「業務の主たる部分」(業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等)は、再委託を行うことはできない。
- ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務は、再委託に際し、東北運輸局の承諾を要する。
- ③「軽微な業務」(コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型作成、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等)は、再委託に際し、東北運輸局の承諾を要さない。ただし、保有個人情報、個人番号、特定個人情報及び行政機関非識別加工情報を扱う業務はこの限りではない。

(6) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格 (全省庁統一資格)「役務の提供等」に係る資格審査結果通知書の写し

7. 提案書を特定するための評価基準

別紙1のとおり

8. 本事業に係る問合せ

(1) 受付窓口

東北運輸局 観光部 国際観光課

〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎3階

電話022-791-7510

E-mail : tht-tohoku-its@ki.mlit.go.jp

(2) 受付期間

令和5年8月15日 (火) から令和5年8月25日 (金) 17:00まで

(3) 質問を受け付けない項目

- ① 他の応募者からの企画提案書提出に関する質問
- ② 積算に関する内容

9. 書類等の作成に用いる言語及び通貨

日本語及び日本国通貨による。

10. 契約書の作成

要

11. 支払い条件

本業務終了後、検査職員により業務完了検査を行い合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に代金の支払いを行う。

12. 概算予算額

1,691千円以内（消費税含む）

13. 事業実施期間

契約の日から令和6年3月15日（金）まで

14. 事業の進め方

本事業の実施について、受託事業者は東北運輸局と密接な連携を保ちつつ事業を遂行するものとする。

事業の進め方等について、運営に必要なミーティングは、原則、オンライン又は仙台市内で実施するものとし、調整の必要や疑義が生じた場合には、その都度十分に協議をした上で実施していくものとする。

15. その他

- (1) 企画提案書を提出したもののうち企画提案書を特定しなかった応募者に対しては、当該企画提案書を特定しなかった旨及び非特定理由を書面により通知する。
- (2) 提出された企画提案書が全て特定するに至らない場合若しくは企画提案書の提出がなかった場合は、中止またはその他の方法によることとする。
- (3) 提出した「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表」について、認定の取消しなどによって提出した内容と異なる状況となった場合には速やかに申し出ること。
- (4) 事業者特定後、特定事業者には情報を適切に管理するために「情報管理体制図」及び「情報取扱者名簿」の提出を求める。その際、特定事業者には情報管理責任者・情報管理取扱者・情報従事者・再委託先等について所属部署・役職指名等の情報を求めることとする。詳細や書式については別紙2のとおりとする。
- (5) 概算予算額に含まれる消費税額は、公示日時点の消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率によるものとする。なお、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。
- (6) その他事業実施に関し必要な事項等は協議により決定する。また、協議により東北運輸局の指示があった場合にはその指示に従い作業を進めるとともに、東北運輸局は作業期間中、いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (7) 契約履行に伴い生じた制作物の著作権は、東北運輸局に帰属するものとする。

- (8) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

提 案 書 評 価 基 準

提案書は、次に掲げる事項により評価、特定する。

1. 提案書を特定する評価項目と基準

- (1) 業務内容の理解度：調査目的、業務内容について十分理解していること。
- (2) 提案内容の具体性：提案内容が具体性、妥当性、実現可能性を伴い優れていること。
- (3) 提案内容の独創性：独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- (4) 業務遂行の確実性：実施体制等（人員と各自の資格、経験、手持ち業務量等を明記）、実施スケジュール等の業務環境が提案内容を確実に遂行できるものであること。

2. 企画提案者の「ワーク・ライフ・バランスと推進する企業」の評価項目関係

以下の法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業をワーク・ライフ・バランスを推進する企業として評価加算対象とする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定
- (2) 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代法」という。）に基づく認定
- (3) 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号。以下「若者雇用促進法」という。）に基づく認定
- (4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 8 条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定した企業（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る。）

3. 特定方法

- (1) 企画競争委員会の委員が、企画提案内容を評価するために、上記 1.（1）から（4）の各評価項目について 1 点から 5 点までの 5 段階評価を附す。
- (2) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業については、別表による加算を行い、これを企画提案書の合計点とする。
- (3) 各委員の採点の合計点が各評価項目における最高点の合計に委員数を乗じた値の 60%以上で、かつ、上記（2）を加算した合計点が最も高い企画提案書を特定する。
- (4) 合計点の最も高い企画提案書が複数ある場合には、そのうちから委員長が特定する。

4. 契約方法

- (1) 特定された者は、企画競争の実施結果、最適な者として特定しただけであり、会計法令に基づく契約手続きの完了まで、契約関係が生じないことに留意すること。
- (2) 特定された者の提案内容については、効果的な事業遂行を図るため、東北運輸局と協議を実施した上で契約することとする。

(別表)

<ワーク・ライフ・バランス等推進企業に係る配点表>

評価項目	認定等の区分 ※1		総合評価落札方式等 [単位：%] (総配点に占める割合)	
			評価の相対的な 重要度等に応じて配点	
ワーク・ライフ・ バランス等の推進 に関する指標	女性活躍推進法に 基づく認定（えるぼ し認定企業・プラチ ナえるぼし認定企 業）等	プラチナえるぼし ※2	最大5%	5
		えるぼし3段階目 ※3		4
		えるぼし2段階目 ※3		3
		えるぼし1段階目 ※3		2
		行動計画 ※4		1
	次世代法に基づく 認定（くるみん認定 企業・トライくるみ ん認定・プラチナく るみん認定企業）	プラチナくるみん ※5		5
		くるみん（令和4 年4月1日以降の 基準） ※6		3
		くるみん（平成29 年4月1日～令和 4年3月31日まで の基準） ※7		3
		トライくるみん ※8		3
		くるみん（平成29 年3月31日までの 基準） ※9		2
	若者雇用促進法に基づく認定 （ユースエール認定企業）			4

※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。

- ※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定
- ※3 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- ※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。
- ※5 次世代法第15条の2の規定に基づく認定
- ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定
- ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、※9の認定を除く。）
- ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定
- ※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定

情報管理体制

①受注者は、本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として受注者が収集、整理、作成等した情報であって、東北運輸局が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。以下同様。）を適切に管理するため、次の履行体制を確保するとともに、東北運輸局に対し「情報管理体制図」及び「情報取扱者名簿」（様式例）を提出し、東北運輸局の同意を得ること。また、これらに記載した情報に変更がある場合は、予め東北運輸局の同意を得ること。

（確保すべき履行体制）

- ・本業務で知り得た保護すべき情報の取扱者は、当該業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする
 - ・本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
 - ・東北運輸局が同意した場合を除き、受注者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の受注者以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
- ②本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、東北運輸局が同意した場合はこの限りではない。
- ③本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、東北運輸局の指示に従うこと。
- ④本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等において直ちに東北運輸局へ報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、東北運輸局が行う報告徴収や調査に応じること。

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

① 情報取扱者名簿 ※情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。

		氏名	会社名・住所	所属部署	生年月日等
情報管理責任者 (※1)	A				
情報管理取扱者 (※2)	B				
	C				
業務従事者(※3)	D				
	E				
再委託先等	F				

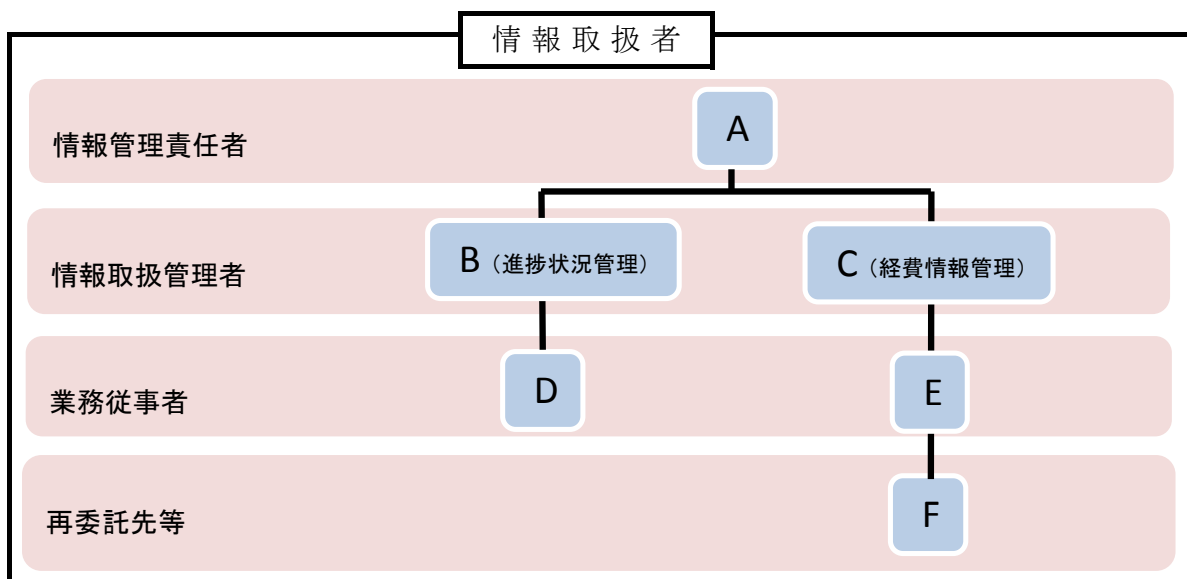
(※1) 本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。

(※2) 本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※3) 本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

② 情報管理体制



※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること(再委託先等も含む)。

③ その他

- ・別途提出している資料により必要な情報を確認できることを担当部局が認める場合には、当該資料で代用することができる。
- ・情報管理規則等の内規を別途添付すること。
- ・必要に応じ、本別紙記載の内容を確認するため追加で提出を求める場合がある。